

## 議案第30号

佐野市大橋シルバーワークプラザ等の指定管理者の指定について

佐野市大橋シルバーワークプラザ等の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月22日提出

佐野市長 金子 裕

### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

(1) 佐野市大橋町3211番地

佐野市大橋シルバーワークプラザ

(2) 佐野市大橋町3211番地

佐野市大橋高齢者生きがい工房

### 2 指定する指定管理者

佐野市大橋町3212番地28

公益社団法人佐野市シルバー人材センター

理事長 鈴木 弘

### 3 指定管理者に指定する期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

## 理 由

佐野市大橋シルバーワークプラザ及び佐野市大橋高齢者生きがい工房について、指定管理者の指定をしたいので提案するものです。

## 参 考

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 …省 略…

2 …省 略…

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必

要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 …省 略…

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7-11 …省 略…

## 議案第30号参考資料

### 指定管理者候補者の概要

名 称	公益社団法人佐野市シルバー人材センター
種 別	公益社団法人
設立年月日	昭和58年9月26日
資産総額	1億1,608万円
従業員数	職員9人 会員486人
設立の趣旨	定年退職者その他の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の福祉の増進に資するとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
事業概要	<p>(1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供する。</p> <p>(2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業（雇用によるものに限る。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行う。</p> <p>(3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う。</p> <p>(4) その他目的を達成するために必要な事業を行う。</p>
類似施設での指定管理の実績	<p>(1) 佐野市大橋シルバーワークプラザ</p> <p>(2) 佐野市田沼シルバーワークプラザ</p> <p>(3) 佐野市大橋高齢者生きがい工房</p>